

全労連結成の歴史的意味と 20年の到達点に確信を

山田 敬男・熊谷 金道

1. 全労連結成の歴史的意味と原点の再確認

全労連が結成された1989年前後は、ベルリンの壁崩壊に象徴されたように、ソ連や東欧諸国などいわゆる「社会主義国」の政治体制や「冷戦構造」の崩壊など国際情勢が歴史的に激動・変化した時期であった。日本を含む先進資本主義諸国では「資本主義の勝利」「資本主義万歳」論が叫ばれ、「市場万能」の新自由主義が各国で大手を振って横行することになった。そればかりか、階級闘争などは過去のものとなし、統一労組懇などが連合路線や労働戦線の右翼的再編を批判し、「階級的ナショナルセンター」「たたかうナショナルセンター」確立などといったのは「時代遅れ」と攻撃・批判されていた。全労連はこうした時代背景、いうなら反共・労資協調路線によるたたかう労働運動への激しい逆風を敢然と押し返して結成されたのである。それは以下のように歴史的に積極的な意味を持つものであった。

(1) 戦後労働運動の歴史的伝統を発展的に継承

全労連運動の意味を戦後の労働組合運動の歴史のなかでみると、第一に、たたかうナショナルセンターであった産別会議や労働戦線統一の母体であった全労連（1947年3月結成）など、戦後労働運動の戦闘的・積極的な伝統を発展的に継承していることにある。

今日の全労連は結成宣言や行動綱領において、「日本の労働運動の積極的なたたかひの伝統を引き継ぐ」ことを位置づけ、自らの決意として明らかにしている。

1946年8月に結成された産別会議は、工場代表

者を基礎とする労働組合の地域的な結集と全国的な産業別単一労働組合組織化の前進に支えられて、下から大衆的につくりあげられ、当時の組織労働者の43%におよぶ21単産、163万人が結集し、政党支持の自由と組合民主主義の徹底を組織原則としていた。産別会議は、敗戦と占領、戦後民主化と経済復興のなかで、労働者の生活と権利を守るため、日本社会の民主化のために先頭に立ってたたかっていた。とりわけ、日本国憲法と労働基準法の制定による「労働改革」が実施される過程において、統一労働協約獲得のたたかいなどに示されているように、職場から憲法体制下の「労働改革」を具体化するたたかひをすすめたのである。1946年の「10月闘争」から47年「2・1ゼネスト」のたたかひの意味は実にここにあった。

第二次世界大戦の長い空白のなかから、短期間のうちに産別会議が結成されたため、未経験のうちに大闘争に立ち向かわざるをえなく、さまざまな未成熟さを抱えていたが、産別会議は労働者の生活と権利にかかわる要求の実現に向かってたたかい続けたのである。このたたかひのなかから、日本労働運動史上、初めての全国的統一組織である全国労働組合連絡協議会（略称＝全労連、産別会議と総同盟など約40団体・446万人、組織労働者の84%を結集）が発足した。

今日の全労連運動は、この産別会議や統一組織からの歴史的伝統を受けついでいる。

(2) 全労連結成の担い手はたたかう労働組合

第二は、全労連は統一労組懇傘下のたたかう労働組合を中心に、職場や地域から「ナショナルセンターとはなにか」を総学習し、諸闘争と

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

結合して排除・分裂攻撃などさまざまな妨害をはね返しながらか、組合員投票など職場からの大衆的な合意形成により結成されたことにある。

占領軍とわが国の支配層による弾圧や反共民同派による分裂攻撃によって解散に追い込まれた全労連や産別会議にかわって、1950年代以降は占領軍や財界・支配層の後押しで朝鮮戦争の支持などを掲げ、反共民同の結集体として結成された総評が労働組合運動の主導権を掌握することになった。

総評は、反共・労資協調主義のナショナルセンターとして出発しながら、情勢の変化のなかで、「ニワトリからアヒルへ」といわれる転換によって、一定の戦闘性を発揮するようになる。やがて60年安保やベトナム反戦などの平和と民主主義のたたかい、首切り「合理化」反対闘争、春闘から国民春闘への発展、革新自治体の追求などにみられる積極的役割を果たした。

この総評時代に三つの潮流が生まれた。一つは総評の主導権を握る民同左派の「日本的労働組合主義」の流れであり、二つは、総評の路線転換を批判して離脱した労組などを中心に結成された同盟やJCに示される右翼的「労資協調主義路線」であった。三つは、総評の特定政党支持路線を批判し統一戦線を追求する統一労組懇に結集したたたかう労働組合運動の潮流である。

「日本的労働組合主義」路線は、その職場闘争重視にみられるように一定の積極面を持ちながら、特定政党支持の押しつけと反共主義や革新統一追求の弱さなど大きな問題を抱えており、同盟・JC路線は、右翼的労資協調主義によって日本の労働組合運動の体制擁護路線への変質をねらうものであった。統一労組懇に結集したたたかう潮流は、労働者の要求実現のためにこそ生まれたという労働組合の原点に戻り、労働組合運動の「三つの原則」（「資本からの独立」、「政党からの独立」、「共通する要求にもとづく行動の統一」）にもとづき、国民春闘再構築の追求をはじめ、国民生活と平和・民主主義の擁護など

アメリカ追従で大企業本位の悪政や大企業の横暴と真正面から立ち向かい、労働戦線の統一と革新統一に貢献する労働組合運動を追求した。

また、統一労組懇はその見地から総評内で努力すると同時に、「ナショナルセンターのあり方を考える懇談会」を全国的に、さらには産別や職場・地方で組織化するなど、大衆的に階級的ナショナルセンターの確立を追求した。全労連は、この潮流を中心にたたかう労働者と労働組合の総結集をめざして結成されたのである。

（3）「反共、選別、差別」の労働戦線の再編に抗して

第三は、全労連が1970年代後半から80年代に強まった労働戦線の右翼的再編を拒否するなかで成立されたことにある。わが国における労働組合の全国的中央組織である全国労働組合総連合（全労連）と日本労働組合総連合会（連合）は、1989年11月21日の同日に結成された。

連合や全労連に繋がる労働戦線再編の動きが本格化するのには、70年代の二度のオイルショックを契機に高度経済成長政策が破綻し、金権腐敗政治批判で70年代後半に自民党が総選挙で二度連続して過半数割れするなど、わが国の支配体制の土台が大きく揺らぎ始めた時期であった。

この労働戦線再編のキーワードは、支配体制を補完する日米安保体制容認の「西側諸国の一員」論、反共主義の代名詞である「左右の全体主義反対」による階級闘争の否定、賃上げ自虐で「合理化」容認の労資協調路線などにおかれ、その主導権を握ったのは同盟・JCや民間大企業労組であった。それは同時に、特定政党支持の弱点を持ちつつも、日米安保条約廃棄や革新自治体の実現と拡大など60年代から70年代にかけての「革新の昂揚」に貢献してきた官公労中心の総評（社会党）解体に最大のターゲットが定められていた。この流れを大きく後押ししたのが、政府・財界の新自由主義的な臨調行革路線推進を大義とした徹底した官民分断、三公社の民営化と国労解体など総評官公労への攻撃であり、これを事実上許したのが

革新分断・共産党排除の「社公民」路線推進に転換した総評とその主要単産の特定政党支持路線であった。

全労連は、広範な労働者の結集で要求実現の展望を切り開くためには、体制擁護路線や労資協調路線にくみすることなく、思想・信条の違いを超え労働者の要求実現のためにこそ生まれた労働組合の原点と広範な労働組合の結集や労働戦線統一の展望に不可欠な労働組合運動の最も初歩的な「三つの原則」を大切に作る組織として結成された。

また、都道府県組織を単産と対等平等な組織と位置づけず、議決権のない不平等な扱いをしていた総評とは違い、全労連は産業別全国組合と都道府県別組合を対等な構成組織としているが、それは丈夫な縦糸と横糸で強靱な布を織る如く、全国的・全産業的な統一行動を力強く発展させるうえでの重要な組織的優位性となっている。

2. 20年で築き上げた地歩に確信を

全労連は、この20年間、1995年の第13回定期大会でうちだした「総対話と共同」、2000年の第19回定期大会の「21世紀初頭の目標と展望」、2002年の第20回定期大会の「組織拡大推進基金」の創設決定などを、大きな節目に運動を前進させてきた。「総対話と共同」の提起は、「たたかう労働者・労働組合」から「すべての労働者・労働組合」の総結集にむけ、地方・地域でのすべての労働組合を視野に入れての「双方向」での対話と共同の本格的な追求をめざすものであった。「21世紀初頭の目標と展望」の提起は、個々の要求闘争や時々の攻撃に対する受動的なたたかいから、「大企業の民主的規制」や「働くルール・ナショナルミニマム」確立などへの積極・攻勢的で能動的な運動の追求へと変え、「組織拡大推進基金」の創設は、未組織労働者の組織化に対する組織労働者の役割についての合意形成を促進し、単産や地方・地域における組織拡大運動の大衆的とりくみ推進に大きな役割を果たしている。

これらは、いずれも20年間の全労連運動の画期をなすものといえる。

今後の運動と組織の飛躍的發展の追求にとって、全労連結成の原点の再確認と、この20年の運動で築かれた運動の到達点に確信を深めることが極めて重要である。

(1) 春闘解体許さず、労働者の生活と雇用、権利擁護

「まともな春闘」「国民春闘再構築」の追求は全労連結成の大きな目的の一つであり、財界の春闘解体攻撃と真正面から立ち向かい、連合・大企業労組の賃上げ自粛路線に抗して「生活と労働の実態」に根ざした賃上げ、最低賃金制度抜本改善、均等待遇や非正規労働者の労働条件改善など切実な要求を掲げ、いずれのナショナルセンターにも所属していない純中立労組懇傘下の労働組合とともに、国民春闘共闘委員会を確立して全国統一行動などのたたかいを展開している。さらに、パート時給引き上げを労働界共通の要求に広げ、生活保護を下回る最低賃金の問題点を追究して最低賃金法「改正」を実現するなど、広範な労働者に共通する要求の前進と年金・医療など社会保障の改善阻止や国民負担の強化反対など時々の国民的課題を春闘課題として民主勢力との共同など国民春闘の発展を追求している。

国鉄労働者1047名の不当解雇攻撃をはじめ、日立・東芝や石播、電力争議など大企業による労働者への人権侵害の思想差別や賃金・昇進差別、さらには日産リパイルプランやNTT構造改革、郵政民営化反対などリストラ「合理化」や不当労働行為、男女の賃金・昇進差別など、企業の横暴や権利侵害には大企業といえども断固立ち向かってきた。そして、所属組織の違いを超えた労働者の解雇撤回や思想差別の撤回など数多くの争議解決に貢献し、不払い残業問題や急増する偽装請負・日雇い派遣、ワーキングプア、「派遣切り」など深刻な労働者の実態を社会的、政治的問題とする大きな役割を果たしている。これらの運動

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

は、連合の主力組織である大企業労組が労資協調路線で大掛かりなリストラや「派遣切り」などの人減らし「合理化」に協力し、たたかう労働者への思想差別など人権侵害を黙認、企業犯罪にも口を閉ざしているもとで、全労連と連合の違いを際立たせているといえる。

また、これらのたたかいと結合したビクトリーマップに象徴される大企業のぼろ儲け・内部留保の労働者・国民、下請け企業への還元を求める運動、企業の社会的責任（CSR）を追及する運動の社会化などは「資本からの独立」を掲げる全労連ならではの運動といえる。

（2）国民的共同で中心的役割、一致する課題で連合組織とも共同

全労連は、わが国労働運動の積極的な伝統を引き継ぎ、国民生活擁護や大企業の横暴とのたたかい、平和・民主主義を守る課題などで国民的運動を発展させるために特に大きな社会的役割を発揮している。

各分野のナショナルセンターを結集して国民的な諸要求前進に向けて結成された「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会（80年に結成）など国民的共同の中心的役割を担い、年金や医療など社会保障制度改悪阻止、消費税増税反対や国民本位の不況打開、米や農産物の輸入自由化反対、中小零細企業の経営擁護など、さまざまな国民的運動の発展に奮闘してきている。

とりわけ、憲法擁護・改憲阻止の課題では、広範な民主勢力に呼びかけ「共同センター」を確立し、国民的共同の中心的役割を担い、「九条の会」の全国的な展開とも連携してこれを支え、自衛隊の海外派兵反対や憲法改悪阻止の国民世論形成にむけ全国各地で奮闘している。このことは、国政の根本にかかわる改憲策動にたいし、最大のナショナルセンター・連合が改憲を容認する労働組合を傘下組織として内部にかかえ、明確な方針を確立できないもとで極めて大きな

社会的意義をもっている。

財界・大企業の横暴や労働者・国民犠牲の社会保障改悪や増税、平和・民主主義を脅かす悪政や改憲策動にどう立ち向かうかは、労働組合の社会的存在意義が問われる問題であり、これらの課題と真正面から立ち向かっていない連合・大企業労組と全労連との違いは極めて明確である。

また、全労連は、あらゆる労働者・労働組合との「総対話と共同」を運動の基調にすえ、ナショナルセンター所属の違いを超えた「一致する要求」での共同を中央・地方で追求し、純中立労組の多くと春闘共闘や労働委員会民主化対策会議などで共同を強めるとともに、有事法制やイラク戦争反対、労働諸法制改悪阻止など連合が真正面からとりあげない課題を中心に、多くの地方・地域で連合傘下組織やいずれのナショナルセンターにも所属しない地方・地域の中立労働組合とも共同している。

（3）組織拡大でも新たな前進方向、国際的にも役割

最大の課題である組織拡大では、組織減少に歯止めがかかっていないとはいえ、組織人員を純増としている民間単産も広がりつつある。全労連は27単産・41地方・約200地域組織、140万人でスタートし、現在（08年）は21単産（組織合同などによる減少で離脱はない）・47地方・467地域組織、121万人の組織となっている。10周年で152万人を迎えながらも、20年全体で組織人員を減少させている最大の原因は、公務員労働者の定員削減にあるが、正規労働者の非正規労働者への大量の置き換えに組織化が追いついていないことも大きな要因となっている。こうしたもとで、02年の第20回大会で確立した「組織拡大基金」による特別のとりくみは、組織拡大を労働組合の最重点課題に押し上げる役割を果たし、常設の労働相談所拡大や一人でも加盟できる地域労組や産別地域支部の前進、外国人労働者の組織化、パートや派遣など非正規労働者の組織化と運動前進に向けての「非正規センター」確立など、新たな前進方向も

切り開いている。とりわけ、大企業による「派遣切り」など非正規労働者の大量首切り攻撃と真正面から立ち向かい、解雇撤回と非正規労働者の正規化のたたかいと結合した組織化のたたかいで多くの大企業に全労連につながる労働組合が結成されたことは、組織拡大運動前進の新たな可能性を拡大している。また、一人でも加盟できる地域の「ローカルユニオン」は、41県・135地域組織に確立され、この2～3年で数千人近く組織人員を増やし現在では1万人を超えている。

国際活動においても全労連は、国際組織未加盟の条件を生かしアジアを始め世界の幅広い労働組合との「日本的労使関係」や「多国籍企業の民主的規制」をめぐる国際シンポの開催や二国間交流、多国籍企業の「リストラ」合理化と権利侵害に対する国際共同や反戦・平和、核兵器廃絶の国際連帯、日本のたたかう労働運動についての世界への情報発信など、国際労働運動の発展に向け一定の役割を果たしている。グローバル化のもとで国境を超えた企業間競争が強まり、コスト削減など労働者への攻撃をはね返すことが各国の共通の課題となり、核兵器廃絶の展望を具体的に切り開くことが世界政治の現実の課題となりつつある今日、労働組合の国際連帯、とりわけ東アジア共同体や非核化の実現にむけたアジア各国の労働者・労働組合とわが国の労働者との連帯・交流が重要な課題となっている。

(4) 改められるべき全労連への差別的扱い

全労連、地方労連がさまざまな運動で果たしている役割は、労働者や国民諸階層、民主諸勢力のなかでは今や揺るぎのない確固たる存在となっている。しかし、政府・財界に歓迎された連合発足に反対して結成された全労連は、当初から政府や労働省（厚生労働省）から対等に扱われず、大臣交渉などハイレベルな政府交渉の拒否や中央労働委員会をはじめ各種審議会等の労働者代表委員からの排除など、法の下での平等に反し、団結権と結社の自由を侵害する極めて不

法・不当な差別的扱いを受けている。

ILOは中労委労働者委員の偏向任命問題に対する全労連の提訴に対し、日本政府の対応を批判し、その改善を重ねて求めている。また、マスコミは長年の運動の実績により最近になってやや改善されてきたとはいえ、全労連の運動については極力無視ないしは小さく扱う報道姿勢をとり続けている。

この間の運動の積み重ねのなかで、いくつかの地方組織では地労委労働者委員を実現し、労働審判委員への地方組織からの任命や独立行政法人担当の中央労働委員などを実現している。行政の対応にも地方組織への対応を中心に一定の改善が図られつつあるが、政府・行政当局の時代錯誤的な全労連への差別と排除のシフトは今なお続いている。この不当な対応を打ち破り、ハイレベルの政労交渉や民間担当の中央労働委員・最低賃金審議会委員などの任命を実現することは、全労連の社会的影響力を拡大し、労働者と国民の切実な要求を前進させるうえで極めて重要である。そのためにも全労連がより広範な労働者・国民との共同や世論から支持される目に見える運動を追求し、組織を飛躍的に強化・発展させることが求められている。

3. 全労連運動の新しい挑戦へ

① 現在の日本のように、財界・大企業が政治に大きな影響力をもっているもとで、大企業の横暴や悪政をはね返し、労働者や国民の要求実現の展望を切り開くには、企業別労働組合の弱点克服と職場の運動を土台に、産業別労働組合への結集強化をはかりながら、ナショナルセンターによる「行動の調整」と「共通の要求」にもとづく全国的・全産業的な統一行動の強化が不可欠となっている。

労働組合の組織率の低下とともに、運動全体の存在感が低下したといわれる90年代から、今日では確実に運動の状況が大きく変わりつつあ

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

る。もちろん、90年代においても、大企業の横暴や悪政と真正面から立ち向かう全労連の存在がその状況に一定の歯止めをかけていた。全労連がなければ、事態はもっと深刻になっていたに違いない。その意味でも、全労連結成はきわめて大きな意味を持っていた。

② 全労連結成から20年後の今日、内外情勢は歴史的とも言えるほど大きな変化を見せている。政治的にはソ連崩壊後、「世界の憲兵」として一国覇権主義をつよめ無謀なイラク戦争を開始したアメリカは、国際社会から孤立し共和党から民主党への政権交代を実現させた。力による国際紛争の解決はいまや時代遅れになりつつある。新たに登場したオバマ大統領は「核兵器廃絶」の追求を世界に約束し、米露関係においても国連の場においても核軍縮に積極的な姿勢をうちだしている。

経済的にも「社会主義」に「勝利」したと「わが世の春」を謳歌していた資本主義経済体制、とりわけ、「市場万能」の新自由主義と経済のグローバル化は、世界中に「格差と貧困」を拡大し、アメリカ発の金融危機が世界経済を深刻な危機に陥れたように、その行き詰まりを明白にしている。

また、国際情勢の大きな変化は、G7など一握りの先進資本主義国が主導する世界の行き詰まりを明らかにし、G20や国連中心の政治・経済秩序の確立を求める流れをいまや世界の大勢としている。

③ わが国においても、自公政権によって新自由主義的な大企業本位の構造改革・規制緩和と政策こそが、日本経済の将来展望を切り開く道であるかのように喧伝し、社会保障制度や労働諸法制の連続改悪が行われた。さらには大企業による徹底したコスト削減が賃下げと正規労働者の非正規労働者への大量の置き換えを推進するなど、労働者・国民のなかに深刻な「貧困と格差」が拡大する事態をつくりだした。

しかし、09年夏の総選挙は、貧困と格差を拡大

した自公政権の悪政に国民が痛烈な審判を下し、民主党が大勝、自民党が結党以降初めて第一党の座を明け渡して政権交代をもたらした。新たに成立した民主党と社民党・国民新党による連立政権は、自公政権があまりにもひどい悪政であったがゆえに、その批判から自公政権が労働者・国民におしつけないいくつかの制度・政策の見直し・改善を国民に約束している。労働者・国民の運動次第では、要求が前進しうる局面が切り開かれつつあるということである。

④ この政治的变化を、大企業の横暴の民主的規制など国民本位の政治への転換に具体的に結実できるかどうかは、労働者・国民の運動がカギを握っている。この事態にどう立ち向かうか、日本の労働組合の社会的責任が問われている。この社会的責任を引き受け、日本の労働組合運動の活性化を図るためには、戦前・戦後のたたかう労働運動の積極的な伝統をしっかりと引き継ぎ、経済主義と企業内主義の克服が不可避になっている。たとえば、労資協調路線で企業の横暴と対決しない大企業労組が大きな位置を占めている連合が民主党の強力な支持母体となっているもとで、一致する課題での共同を追求しつつも、全労連がどう主体性(らしさ)を発揮するかが歴史的にも問われる局面を迎えている。

全労連は行動綱領(希望に輝く未来のために)を基本に、実践的課題を明らかにした「21世紀初頭の目標と展望」をすでに明らかにしている。新たな政治情勢に対応した全労連運動の新しい挑戦のためにも、全労連結成の原点再確認とこの20年余の運動の到達点、情勢の大きな変化などを確信に、これらの本格的追求と新たな情勢に対応した中期的な戦略と要求政策、組織政策の提起が求められており、本誌でのさまざまな問題提起をその一助として大いに議論を深めてほしいものである。

(やまだ たかお・会員・労働者教育協会会長)
(くまがい かねみち・代表理事)